

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一〜十四（略）  
（削る）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	備	
	(略)	(略)
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラム、ナシナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサ	(略)	(略)
	(略)	(略)

改正前

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一〜十四（略）  
十五 リン酸タイロシン

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	備	
	(略)	(略)
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラム、ナシナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサ	(略)	(略)
	(略)	(略)

ロシドナトリウム	別表第二（第十五条関係）	
	特定飼料等の種類	備
	（略）	（略）
ロシドナトリウム、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウム、カルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	技術上の基準

ロシドナトリウム リン酸タイロシ	別表第二（第十五条関係）	
	特定飼料等の種類	備
	（略）	（略）
ロシドナトリウム、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウム、カルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシ	（略）	技術上の基準

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質 管理の方法並びに 検査に関する組織	基準
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	(略)	(略)

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質 管理の方法並びに 検査に関する組織	基準
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシ	(略)	(略)

附 則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。